

姫路市マイナンバーカード手続支援業務委託
公募型プロポーザル募集要項

令和8年3月
姫 路 市

1 募集の概要

(1) 業務名称

姫路市マイナンバーカード手続支援業務委託

(2) 目的

令和7年12月、日本国内でのマイナンバーカード保有者が1億人を突破し、保有率80.3%を記録した。本市においてもデジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの積極的な普及促進に取り組むことで、これまで交付申請に至っていない層へのカード普及を目指す他、制度開始から11年目を迎え、カード更新業務が本格化するなかで、市民がマイナンバーカードを簡便に取得できる体制を整える必要がある。そこで業務委託により申請、交付等の手続の支援を行うことで、市民サービスの向上を図るとともに、市民への円滑なマイナンバーカードの交付を目的として本業務を実施するものとする。

また近年、運転免許証とマイナンバーカードとの連携などのマイナンバー制度改正や住民ニーズの多様化、オンライン申請の進展など、窓口を取り巻く環境の変化に対応しつつ、本業務における下記の課題解決に資する新たな創意工夫やアイデアを取り入れた業務内容の提案を募集する。

(3) 業務場所

姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所 住民窓口センター内 ほか

(4) 業務内容

「姫路市マイナンバーカード手続支援業務委託要求水準書」（以下「要求水準書」という。）のとおり

(5) 履行期間

令和8年7月1日から令和11年6月30日まで（3年間）

※契約締結日から令和8年6月30日までは準備期間とする。

※本案件は姫路市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第3号に基づく長期継続契約とする。なお、令和9年度以後において、この契約に係る姫路市の予算の減額又は削除があったときは、この契約を変更し、または解除することができることとする。

(6) 提案上限金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

月額 19,000千円

※提案上限金額は契約時の予定額を示すものではなく、現時点の事業規模を示すためのものであり、令和8年姫路市議会第1回定例会において令和8年度予算が可決されない場合は、本案件を中止する。

※準備期間に係る経費等は受託者の負担とする。

(7) その他

本案件は、複数年度にわたる業務委託契約におけるスライド条項（賃金水準等の変動を反映した契約金額の変更）の対象とする。

2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たしていなければならない。

- (1) 法人であること（法人格を有すること）。なお、複数の法人により構成された共同企業体・グループ等による応募は認めない。
- (2) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。
- (3) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (4) 公告の日において、姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がないこと。
- (5) 公告の日から契約相手方の決定の日までの間において、次の全てに該当すること。
 - ア 公告の日において競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）により業者登録名簿に登録された者（以下「登録業者」という。）である場合、姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
 - イ 指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合において同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

- (ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 組合とその組合員の関係にある場合

(イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係にある場合

(9) 参加表明者が、公告の日において登録業者でない場合、公告の日の3年前の日から当該公告の日の前日までの間において、指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合に同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当する事実がないこと。ただし、当該措置要件に該当した事実について、姫路市長から指名停止を受けた場合を除く。

(10) 令和3年4月1日以降、人口20万人以上の地方公共団体において、要求水準書に定める「窓口ブース対応業務」及び「マイナンバーカード交付に関する問い合わせへの対応業務」と同等の業務を1年以上履行した実績があること（各業務が個別の契約であっても可とするが、この場合においては各業務の契約がそれぞれ1年以上の履行期間であることを要する。）。

なお、人口の判定については、当該契約を締結した年に公表されている人口推計により行う。

(11) 公告日時点において有効なプライバシーマーク認証又はI SMS認証を受けていること。

3 プロポーザルに関する担当部局等

(1) 担当部局

姫路市市民局市民生活部住民窓口センターマイナンバーカード担当（以下「マイナンバーカード担当」という。）

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話 (079) 221-2844

FAX (079) 221-2357

(2) プロポーザルに係る書類等を示す期間及び場所

プロポーザルに係る書類等を示す期間	令和8年(2026年)3月23日(月)から 令和8年(2026年)6月5日(金)まで 本市の休日(姫路市の休日を定める条例(平成2年姫路市条例第15号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。)を除く。
閲覧の場所	マイナンバーカード担当(姫路市ホームページにも掲載) https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000032895.html

4 プロポーザル実施に係るスケジュール

	項目	日時
1	公告及び要求水準書等の公表	令和8年3月23日(月)
2	参加表明手続の提出書類の受付期限	令和8年4月8日(水)午後4時
3	参加資格確認結果の通知	令和8年4月9日(木)
4	プロポーザルに関する質問受付期限	令和8年4月15日(水)午後4時
5	プロポーザルに関する質問への回答	令和8年4月17日(金)午前10時
6	提案資料提出書類の受付期限	令和8年4月30日(木)午後4時
7	ヒアリング日程の通知	令和8年5月1日(金)
8	提案内容のヒアリング	令和8年5月14日(木)(予定)
9	契約候補者の特定	令和8年5月15日(金)(予定)
10	契約候補者の通知	令和8年5月18日(月)(予定)
11	契約相手方の決定	令和8年5月22日(金)(予定)
12	契約締結予定日	令和8年5月29日(金)(予定)
13	審査結果の公表	令和8年6月1日(月)(予定)

5 参加表明手続及び参加資格の確認

(1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、参加表明手続の際に受領した提出書類

については返却しない。

ア 提出書類

- (ア) 使用印鑑届兼委任状（様式第1号）（本市の業者登録がない事業者に限る。）
- (イ) 参加表明書（様式第2号）
- (ウ) 履歴事項全部証明書（令和8年12月25日以降に発行された最新のものの
原本又は写し。本市の業者登録がない事業者に限る。）
- (エ) 業務実績調書（様式第3号）及び履行実績を証するもの（契約書及び業務内
容のわかる書類の写し）
- (オ) 関連企業申告書（様式第4号）
- (カ) 姫路市税の納税証明書（滞納無証明書）（公告日以後に発行されたものの原本
又は写し、市税の納税義務がある場合に限る。）
- (キ) 国税の納税証明書（税務署様式その3の3）（公告日以後に発行されたものの
原本又は写し）
- (ク) 公告日時点において有効なプライバシーマーク認証又はI SMS認証を証す
書面（写し）

イ 提出部数

1部

ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等 配布期間	令和8年（2026年）3月23日（月）から 令和8年（2026年）4月8日（水）まで 本市の休日を除く
閲覧の場所	マイナンバーカード担当 （参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案手 続に必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。） (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000032895.html)

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによること。なお、
郵便事故により参加表明書類が不着であった場合において、配達記録の確認でき
ない場合は、参加資格の有無に係る異議申し立ては受け付けない。

オ 提出場所

マイナンバーカード担当

カ 提出期間（参加表明受付期間）

令和8年4月6日（月）から同月8日（水）午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（受付期間最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和8年4月9日（木）までに参加資格確認通知書を電子メールで送付することで通知するとともに、到達確認のため電話連絡を行う。なお、参加資格の確認日は参加表明受付期間最終日とする。

イ 参加資格がないと認められた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市長に対して参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和8年4月15日（水）正午までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）によりマイナンバーカード担当に提出すること。市は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

6 プロポーザルに関する質疑について

(1) 第5項の規定により参加表明手続きを行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質疑書（様式第5号）

イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）

ウ 提出場所（送信先アドレス）

shimin-2@city.himeji.lg.jp

エ 提出期限

令和8年4月15日（水） 午後4時まで

(2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答開始日時

令和8年4月17日（金） 午前10時（予定）

イ 回答方法

回答は、姫路市ホームページに掲載する。

(3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する要求水準書の追加事項又は修正事項として取り扱う。

イ 質問が次項第1号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。

ウ 質問者名は公表しない。

7 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

(1) 提出書類（提案資料）

姫路市ホームページに掲載する「姫路市マイナンバーカード手続支援業務委託提出書類（提案資料）」の提出書類一覧に掲げる書類一式

(2) 提出部数

前号に掲げる提出書類一覧に記載する提出部数のとおり。

なお、様式第8号の写し7部（各添付資料を含む。）には、参加者が特定できるような表示及び記載のないものとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

郵送の場合は、原則として書留郵便等の配達記録が確認できる方法によること。なお、郵便事故により提案資料が不着であった場合において、配達記録が確認できない場合は、第12項第2号により失格とし、失格に係る異議申し立ては受け付けない。

(4) 提出場所

マイナンバーカード担当

(5) 提出期間（提案受付期間）

令和8年4月27日（月）から同月30日（木）午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（提出期限最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(6) その他

- ア 提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄においては、この限りではない。
- イ 提案者につき提案資料の提出は、1件とする。
- ウ 提案資料の作成に当たっては、要求水準書の内容を確認し、要求水準に基づき作成すること。
- エ 提案資料の提出後において、資料の差替えは認めない。
- オ 提出された提案資料は、一切返却しない。
- カ 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。
- キ 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。
- ク 提案書類の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- ケ 提案にあたっては、要求水準書に掲げる「マイナンバーカード担当の掲げる課題」の内容を踏まえ、これらの課題を解決できる提案を記載すること。

8 ヒアリングの実施

- (1) 前項の規定により提出した提案資料について、提案内容に係る疑義について確認するための聞き取り調査（以下「ヒアリング」という。）を実施する。なお、ヒアリングの開催日時、場所等の詳細については、提案受付期間終了後、別途通知する。
- (2) ヒアリングは、提案資料の質疑応答により実施するものとし、補完的な資料の提出は認めない。なお、ヒアリングは全て非公開とする。
- (3) ヒアリングの参加者は一の提案者につき3名以内（本業務に携わる者に限る。）かつ提案者が雇用する者とする。
- (4) 正当な理由なくヒアリングを欠席した場合は、失格となる場合がある。

9 提案資料の審査及び契約候補者の特定

(1) 審査及び契約候補者の特定方法

- ア 審査は、ヒアリングを実施の上、第7項の規定により提出のあった提案資料を次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。
- イ 提案に関する評価は、姫路市マイナンバーカード手続支援業務委託審査委員会（以下「委員会」という。）において実施する。

ウ 委員会において、提案資料及びヒアリングの内容により、提案内容の全てについて総合的に判断し、審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。

エ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、提案等に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案等に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、提案金額の最も低い者を契約候補者とする。提案金額の最も低い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 提案等に関する評価（満点：450点）

評価項目		評価基準	配点	得点
客観的指標	過去の業務実績	<p>令和3年4月1日以降、人口20万人以上の地方公共団体において、以下に掲げるマイナンバーカード手続事務を1年以上履行した実績があるか。</p> <p>なお、人口の判定については、当該契約の契約した年に公表されている人口推計により行う。</p> <p>【マイナンバーカード手続事務】</p> <p>①窓口案内業務及び窓口受付支援業務（受付・受付準備）</p> <p>②窓口ブース対応業務（申請、交付、その他手続）</p> <p>③バックヤード業務</p> <p>④出張申請業務</p> <p>⑤コールセンター業務</p> <p>⑥マイナ保険証登録等設定支援業務</p> <p>【採点方法】</p> <p>実績がある1業務ごとに各7点、さらに3自治体以上の実績があれば1業務ごとに3点加点。</p> <p>【採点例】</p> <p>①、③、④の履行実績があれば7点、そのうち①、③で3自治体以上の実績があれば6点加点し、計27点。</p>	60点	60点
	1 業務体制	<p>(1) 業務体制の運用</p> <p>① 業務開始にあたり、業務体制の構築に係るスケジュールや業務従事者確保に関する諸準備が、確実に整う計画となっているか。</p> <p>② 危機管理事象（自然災害等）発生時の業務継続の対応策が示されているか。</p>	20点	30点

制	(2) 業務体制の構築	長期にわたり安定的に業務を遂行するための企業としての体制を示しているか。(業務が滞った場合の追加人員や、業務改善が必要な場合の会社としてのバックアップ体制など)	10点	
2 運 営 体 制	(3)組織図	① 要求水準書に定める各委託業務の指揮命令・責任体制などの組織体制が複雑でなく、意思決定が円滑かつ迅速に行われるか。 ② 統括責任者、副統括責任者及び業務責任者が不在になった場合(病欠などの不測の事態)の運営体制は整っているか。	10点	118点
	(4)責任者の能力	① 本業務における統括責任者及び副統括責任者に個人情報やマイナンバーカードに関する十分な経験・知識はあるか。 【採点方法】 (統括責任者) 本業務と同等の業務において、統括責任者及び副統括責任者と同等の役職に従事した経験年数 ¹ が合計3年以上：2点 (副統括責任者) ※2名まで 本業務と同等の業務において、副統括責任者及び業務責任者と同等の役職に従事した経験年数が合計3年以上：2点 (共通・加算点) 個人情報保護士又はマイナンバー実務検定1級所持：4点 マイナンバー実務検定2級又は3級所持：2点	18点	
	(5)人員体制	① 要求水準書に定める各業務について、従事者の席数等の配置体制は十分かつ適正か。 ② 安定的かつ持続可能な従事者確保のための工夫はあるか(働きやすい環境の整備など、定着率向上に向けての取組)。 ③ 窓口の繁閑や市の部署再編等に応じ、人員を流動的に配置するなど効果的な提案があるか。 ④ サービス水準を維持するため、昼食時を含め、業務に支障が出ないようなシフトの工夫があるか。 ⑤ マイナンバーカード特設センターでの交付準備に関して、効率的な運搬スケジュールや管理運営体制の提案が示されているか。	40点 20点	

経験年数¹：同一年度に受注した委託業務のうち、本業務と同等の業務が3つ含まれている場合は合計1年と計算する。

	(6)補完体制	<p>① 従事者の突発的な欠員等の不測の事態があった際、臨機応変に対応でき、受託業務の継続に支障がない体制が整っているか。</p> <p>② 従事者間で、日常的に情報共有や事務引継ぎが円滑に図られる体制が整っているか。</p>	30点	
3 研 修 体 制	(7)業務開始前の研修	従事者に対して、接遇や各業務の遂行に必要な知識の研修が計画され、十分に実施される予定か。(時間数や内容が具体的に示されていること)	10点	46点
	(8)業務開始後(受託中)の研修	<p>① 従事者の接遇や業務に関するスキルや、関係法令や制度の改正に対応する知識の向上が図られるような研修計画及び体制が整っているか。</p> <p>② 従事者には一定の技量水準が求められるため、定期的に到達度の確認を行う等の体制が整っているか。</p> <p>③ 業務に支障がない範囲で十分に研修ができる体制が整っているか。</p>	36点	
4 市 民 対 応 及 び セ キ ュ リ テ イ 管 理	(9)マイナンバーカード手続業務	要求水準書に記載している業務について、人まちがいによる交付誤りといった事務処理ミスがないよう具体的な方策が示されているか。	15点	86点
	(10)接客業務	従事者の説明不足による市民の誤解や、従事者の認識違い等による市民への誤った案内を防止するため、窓口、電話受付それぞれの部門で具体的な対策を講じているか。	15点	
	(11)トラブル解決策	<p>① 業務上発生した苦情やトラブル等初期対応から解決方法及び体制について明確かつ的確に提案されているか。</p> <p>② 事象発生ごとに、直ちに市への連絡を行うことができる体制になっているか。また、事後防止策を適切に講じることができる体制が整っているか。</p> <p>③ 各種システム、端末、プリンタ等の不具合時の対応及び来庁者への適切な案内を行うことができる体制が整っているか。</p>	30点	
	(12)不当要求行為への対応	不当要求行為への対応について、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例及び姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例、姫路市庁舎管理規則に基づいた具体的な対策が講じられているか。	10点	

	(13)個人情報(特定個人情報を含む)の保護及び情報セキュリティ対策	<p>① 個人情報保護(特定個人情報を含む)に対する認識やその漏洩防止策等が具体的かつ的確か。</p> <p>② 従事者に守秘義務、個人情報(特定個人情報を含む)及び情報セキュリティ対策に関する教育が実施される体制が整っているか。</p>	16点	
5 課 題 解 決 ・ 広 報 周 知	(14)課題解決・広報周知に関する提案	ア 窓口混雑が予想される時期の、効果的かつ具体的な解消策が示されているか。(年度末年度始めや夏休み期間など)	15点	110点
		① イ 特設センターや市内郵便局での手続きを促す広報が、分かりやすく必要とする市民に効果的に伝わる手法が示されているか。(デジタル媒体)	15点	
		ウ 特設センターや市内郵便局での手続きを促す広報が、分かりやすく必要とする市民に効果的に伝わる手法が示されているか。(アナログ媒体)	15点	
	② ア 平日カード交付、休日開庁、特設センターなどで実施している予約制の周知及び利用促進について、効果的な対応策が具体的に示されているか。 また、オンライン申請をはじめとした市役所を介さない各種手続きの方法についても周知及び利用促進について、効果的な対応策が具体的に示されているか。	18点		
	イ 申請書類等の電子保存において、効率的な文書データの取り込み方法や検索などが容易となる機能が付加された手法を示しているか。	20点		
	③ マイナンバーカード担当業務とそれ以外の市役所関連業務(住民窓口センター他業務や国民健康保険など)を広く認識し、市民の来庁目的を理解し、正確かつ丁寧に案内できる体制を示しているか。	15点		
④ 課題解決に向けて取り組んだ内容の効果検証とともに、さらなる業務改善につなげる手法が示されているか。	12点			

※評価項目の「1 客観的実績」中の「過去の業務実績」及び「2 運営体制」中の「(4)責任者の能力」以外は、下表のとおり 5 段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。

評価	判断基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00
B	AとCの中間程度	各項目の配点×0.75
C	当該項目に関して優れている	各項目の配点×0.50
D	CとEの中間程度	各項目の配点×0.25
E	要求水準を満たしている程度	各項目の配点×0.00

イ 提案金額に関する評価（満点：50点）

第7項に定める提案資料の様式10号に記載された提案金額を対象として、次の方法により評価点を算出する。

配点は50点とし、以下の算出式により算出する。

$$(1 - \text{提案金額} \div \text{提案上限金額}) \times 50 \text{ 点}$$

※ただし、提案金額が提案上限金額を上回る場合はその参加者の提案を不採用とする。

ウ 総合評価点

提案内容に関する審査員全員の評価点の平均点（450点満点）と提案金額に関する評価点（50点満点）の合計により算出する。

エ 最低基準点

提案者の提案内容に関する評価点は、180点を最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定しない。また、提案者が1者であっても最低基準点を下回る場合は契約候補者として選定しない。

(3) その他

ア 提案者が1者の場合でも、提案資料の審査を実施する。

イ 提案書が指定の枚数を超過する場合は、超過した提案書については評価しない。

ウ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。

エ 審査の経過に対する問合せには、応じない。

オ 契約候補者の特定を令和8年5月15日（金）（予定）に行う。特定された契約候補者へは、口頭又は電話にて連絡した上で、その旨を別途書面により通知する。また、契約候補者とならなかった提案者については、その旨を別途書面で通知する。

カ 特定された契約候補者は、令和8年5月21日（木）午後4時までに、本件業務の見積書をマイナンバーカード担当に提出すること。

キ 契約相手方名、契約金額及び審査結果については、令和8年6月1日（月）を目途に姫路市ホームページに掲載する。

ク 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

10 契約の方法

- (1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。
- (2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、契約候補者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、前項第1号エと同様の方法により契約候補者を特定する。
- (3) 提案資料は、契約書の一部とする。
- (4) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

11 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加表明者は、第9項第1号エの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）により、マイナンバーカード担当に持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が確認できものに限る。）で提出すること。

なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

12 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第2項各号に定める参加資格要件を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 提案手続において姫路市公告第97号第1項第5号に定める提案上限金額を超え

る金額を請負希望金額として提案した者又は0円以下の金額を請負金額として提案した者

- (5) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者
- (6) その他このプロポーザルの条件に違反した者

1.3 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他本市が必要と認めるときには、本市は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

1.4 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

1.5 その他

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、本市は契約候補者に対し、指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者について、契約締結までの間に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は、契約候補者との間で契約を締結しないことがある。この場合、本市は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (3) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱に定める暴力団排除に関する誓約書（第3号）を提出しなければならない。
- (4) 参加者が参加表明手続及び提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合その他このプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、当該参加者に対し、指名停止を行うことがある。
- (5) 審査結果について、契約締結後に、審査結果公表書により、各評価項目及び評価基準の得点について公表を行う。なお、参加者が2者の場合は、姫路市情報公開条例第

7条第2号の規定に基づき契約候補者とならなかった者の点数を非公表とする。

- (6) 本案件は電子契約を活用した契約締結を可能とする。契約候補者となった者で電子契約を希望する場合は、見積書の提出期限までに電子契約利用申請書をマイナンバーカード担当まで提出すること。なお、必要な様式等は、必要に応じて姫路市ホームページからダウンロードし、使用すること。

(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000032895.html>)